

名古屋市志段味スポーツランド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第76号

名古屋市志段味スポーツランド条例の一部を改正する条例

名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 専用使用（屋外施設）の表中

「

		1,100円	1,100円	2,200円
500円	1,000円			

を

」

「

		1,650円	1,650円	3,300円
750円	1,500円			

に改める。

」

別表第 1 2 専用使用（屋内施設）の表体育館の項中

「

6,000円	6,000円	6,000円	8,800円	1,500円
30,000円	30,000円	30,000円	44,000円	7,500円

を

」

「

6,400円	6,400円	6,400円	9,500円	1,600円
32,000円	32,000円	32,000円	47,500円	8,000円

に改める。

」

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市志段味スポーツランド条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の利用料金の額については、なお従前の例による。